

令和2年度

発達障害支援の地域連携に係る
全国合同会議

令和3年2月

兵庫県教育委員会事務局特別支援教育課

1 はじめに

- 兵庫県の概要
- 兵庫県特別支援教育第三次推進計画（H31.3）

2 「トライアングル」プロジェクト実践研究事業

- 背景、目的、取組内容
- 1年目（平成31年度）の取組より
- 2年目（令和2年度）の取組より

3 おわりに

- 成果と課題
- 今後の取組

1 はじめに ～兵庫県の概要～

- 北は日本海に面し、南は瀬戸内海から淡路島を介して太平洋へ
- 大都市、農山村、離島等
- 多様な気候と風土



日本の縮図

【5つの地域】

- 摂津（神戸・阪神）
- 播磨
- 但馬
- 丹波
- 淡路



【市町立学校】

小学校：738校

中学校：336校

義務教育学校：6校

高等学校：18校

特別支援学校：18校

● **モデル校・モデル市**

【県立学校】

中等教育学校：1校

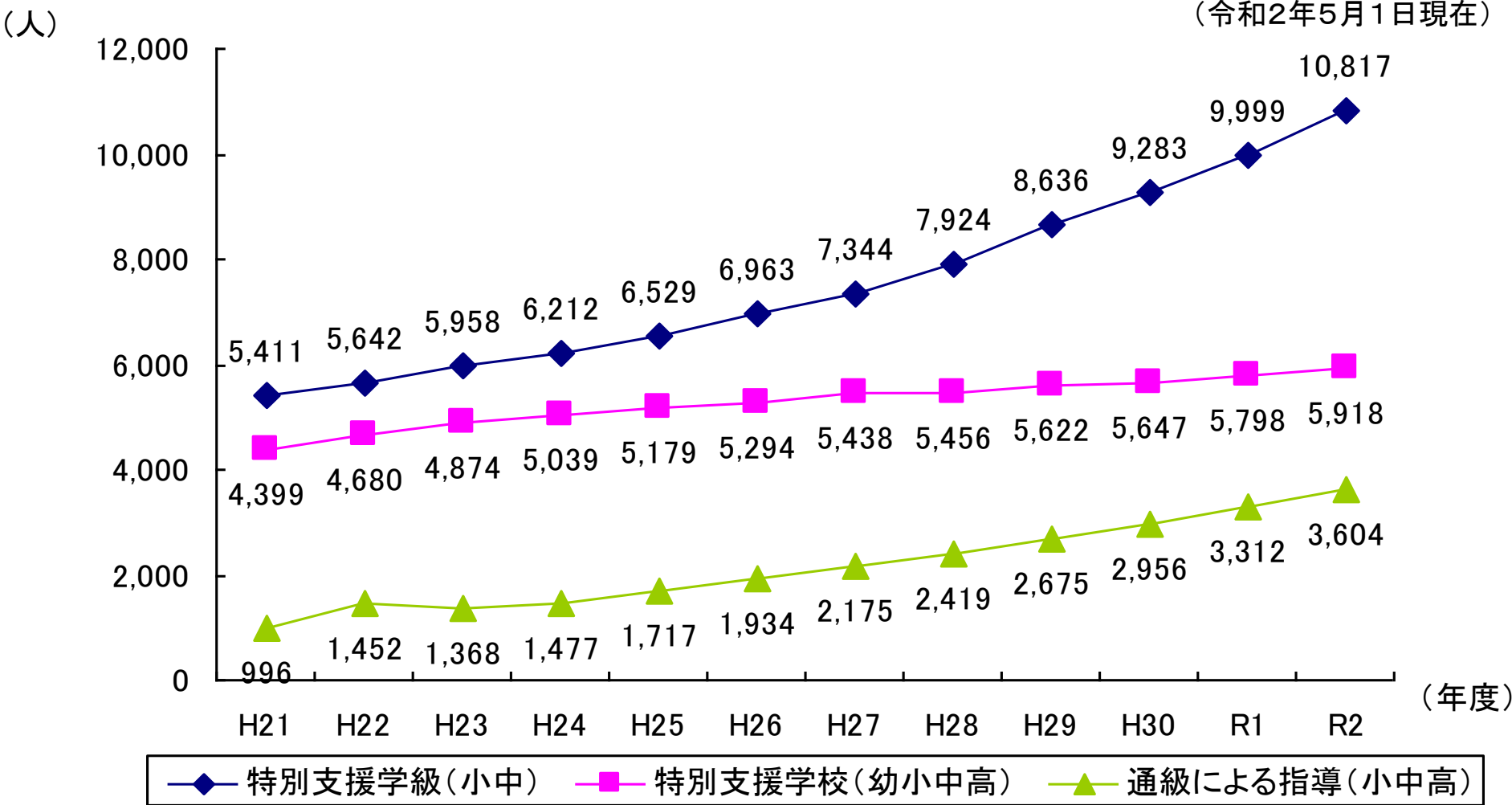
高等学校：137校

特別支援学校：26校

1 はじめに ～兵庫県の概要～

【兵庫県内の特別支援学校、特別支援学級在籍者数及び通級による指導を受けている児童生徒数の状況】

(令和2年5月1日現在)



1 はじめに ～兵庫県の概要～

【兵庫県内の特別支援学級の状況】

(令和2年5月1日現在)

小 学 校			中 学 校		
学校数	設 置 学校数	設置率	学校数	設 置 学校数	設置率
744	716	96.2%	340	329	96.8%

児童生徒数	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病・虚弱	情緒障害	自閉症	計
小学校	19	86	3,551	265	56	4,151		8,128
中学校	4	45	1,255	78	17	1,290		2,689
計	23	131	4,806	343	73	5,441		10,817

1 はじめに ～兵庫県特別支援教育第三次推進計画～

時期	内容
平成19年4月	特殊教育から特別支援教育への転換
平成19～23年度	<u>兵庫県特別支援教育推進計画</u>
平成24年7月	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進（報告）
平成26～30年度	<u>兵庫県特別支援教育第二次推進計画</u>
平成29年度～	学習指導要領の改訂
平成31～令和5年度	<u>兵庫県特別支援教育第三次推進計画</u>

1 はじめに ～兵庫県特別支援教育第三次推進計画～

兵庫県がめざす特別支援教育 → **共生社会の実現**

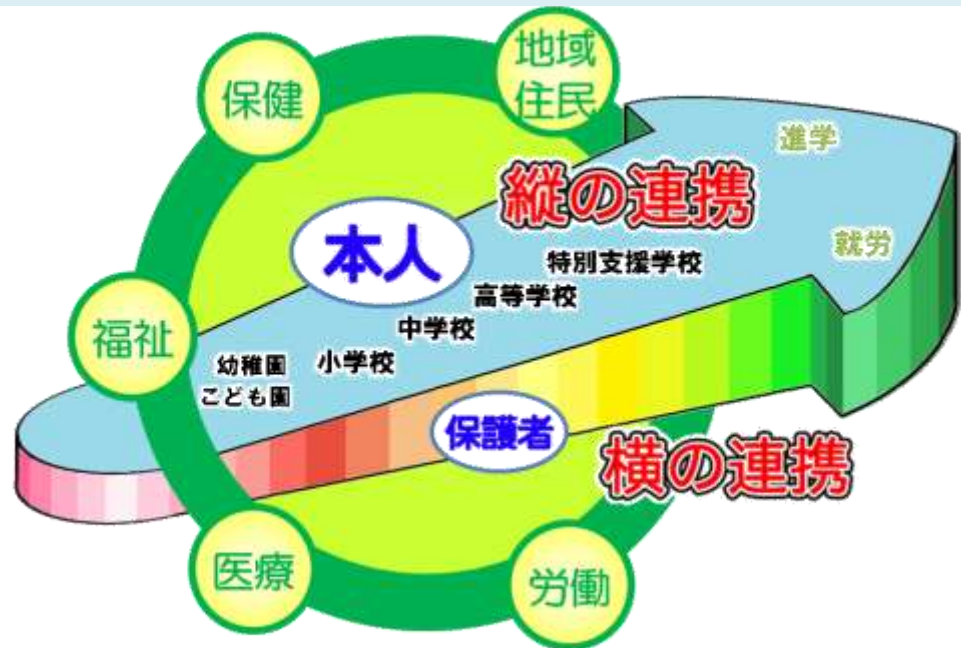
I 連続性のある多様な学びの場における教育の充実

～すべての学校園で取り組みつなぐ特別支援教育～ (縦の連携)

II 連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実

～早期から卒業後へ支えつながる特別支援教育～ (横の連携)

キーワード
「縦横(タテヨコ)連携」



Ⅱ 連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実

～早期から卒業後へ支えつながる特別支援教育～ **(横の連携)**

1 関係機関との連携による支援の充実

(1) 教育機関との連携

- ・ 特別支援教育推進員の配置による市町支援 等

(2) 保健・福祉機関との連携

- ・ 「トライアングル」プロジェクト実践研究事業の実施 等

(3) 医療機関との連携

- ・ 医療的ケア運営協議会の設置 等

(4) 労働機関との連携

- ・ 就職支援コーディネーターの配置 等

(5) 地域住民との連携

- ・ 地域と連携・協働する仕組みの検討 等

2 「トライアングル」プロジェクト ～背景～

背景:

- ・放課後等デイサービスなどの福祉サービスの利用増加。

(H26: 4,615人分/月 ⇒ R1: 10,913人分/月)

- ・放課後の送迎車両台数が50～60台の学校もある。

- ・連携の課題として、

①学校と事業所等間との情報の共有が十分でなく、児童生徒の支援に一貫性がなく、日常的な教育効果を高めることができていない。

②引渡しのルールが統一化されておらず、煩雑になっている。

③どのような情報を共有するのか、
また、支援にどう生かしていくのか。

これらの課題を解決するための
研究を進める必要がある。



目的及び目標:

- 特別な教育的支援が必要な児童生徒に対して、学校と事業所等との連携の在り方を研究し、切れ目ない一貫した支援を目指す。

方法:

- 放課後等デイサービスにおける連携の在り方について現状を把握し、課題を整理・分析することで連携マニュアルを作成するとともに、連携モデルを構築する。

モデル校及びモデル地域:

- モデル校 : 県立こやの里特別支援学校
- モデル市 : 伊丹市 (H31)
- モデル地域 : 阪神地域管内 (R2)

取組内容:

- 学校と福祉機関の連携に係る検討会議設置
- モデル校（特別支援学校）に連携支援コーディネーター配置

〔平成31年度の取組〕

- 現状把握のための実態調査
（対象：事業所、事業所を利用する保護者、学校）
- 好事例の収集等をもとに連携マニュアル案を作成

〔令和2年度の取組〕

- 連携マニュアル案による試行
- 実施上の課題を踏まえた修正 → 連携マニュアルの策定
- 全県普及のための教職員向け理解啓発動画の作成

2 「トライアングル」プロジェクト ～1年目の取組～

<現状把握のための実態調査>

実態調査1 学校が把握している事業所の利用状況

※義務教育学校は小学校に含む

	利用児童生徒が 在籍していない 学校数	利用児童生徒が 在籍している 学校数と割合	のべ利用 事業所数	1校当たりの 平均利用 事業所数
小学校	5	168 97.1%	1,376	8.2
中学校	5	72 93.5%	310	4.3
小・中学校	10	240 96.0%	1,686	7.0
特別支援学校	0	10 100%	227	22.7

※最も利用事業所数が多い小・中学校では、19ヶ所の事業所を利用している。

※最も利用事業所数が多い特別支援学校では、61ヶ所の事業所を利用している。

実態調査2 事業所の送迎や保護者と学校との連携で困っていること

- 下校中の児童との接触事故があった。（小学校）
- 児童に先生がついておらず、下校してよいか悩んだ。（事業所）
- 事業所との連絡がうまくできず、学校が調整に入った。（中学校）
- 学校と事業所それぞれに相談をしないといけなかった。（保護者）

<連携マニュアル案の作成>

①連携に係る兵庫県の方針

<児童生徒の安心・安全と一貫した支援のためのトライアングル>

安心・安全性

- ・児童生徒の引渡しや訪問のルール等を決める。
- ・緊急時の対応等も含めた必要な情報を共有する。

一貫性

- ・学校でも事業所でも家庭でも一貫した指導・支援を行えるよう情報を共有する。

合理性

- ・どの学校でもどの事業所でも、同様の理解にもとづく連絡・連携体制等を整備する。

2 「トライアングル」プロジェクト ～1年目の取組～

② 児童生徒が放課後等デイサービスを利用する時の手続きや連絡の流れ

1 放課後等デイサービスを利用することになりました

●学校と事業所が連携するためには、まずは保護者の方からのお申し出と、情報共有等のご承諾が必要です。

2 学校から事業所までの送迎サービスを利用します

●お子様を安心安全に事業所に引き渡すためには、利用日等の正確な情報を学校に伝える必要があります。

3 事業所の方に学校を訪問してほしいと考えています

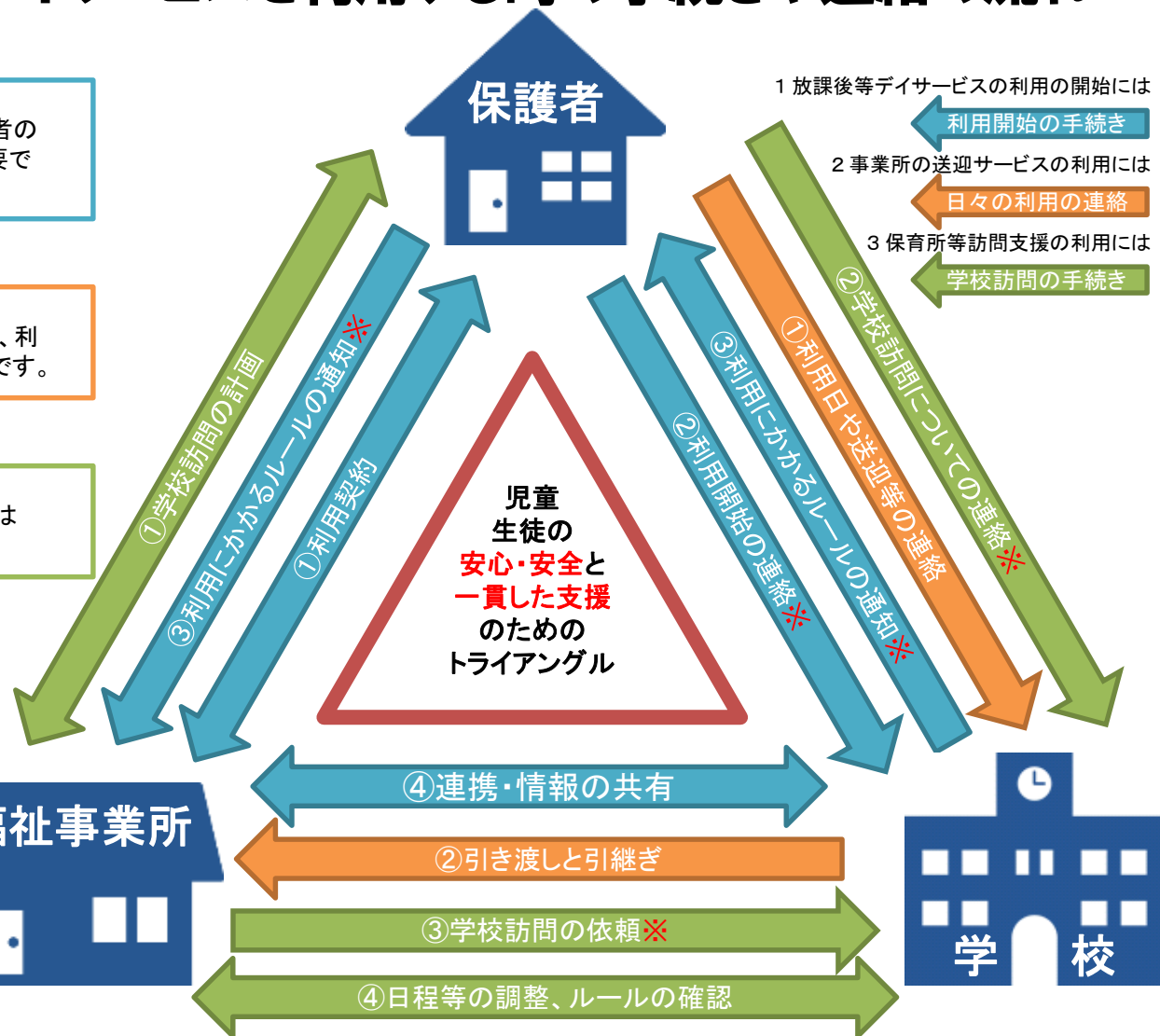
●効果的な訪問のためには準備が必要です。まずは訪問の希望を事業所と学校に伝えてください。

～事業所が学校を訪問する理由～

- 学校での授業や生活の様子を見たり、担任等の教員と指導に関する情報を共有したりすることで、児童生徒のことが更によくわかり、支援の向上につながります。
- 「保育所等訪問支援事業」を実施している事業所では、療育の専門家が児童生徒を観察し、学校に対してよりよい指導・支援についてのアドバイスをを行っています。

★★お問合せ先★★

学校における指導・支援に関することや、事業所等との連携・情報の共有に関することについては、各学校の特別支援教育コーディネーターにお問い合わせください。



※の手続きには、専用のプリント(様式)があります。

③コロナ禍での対応

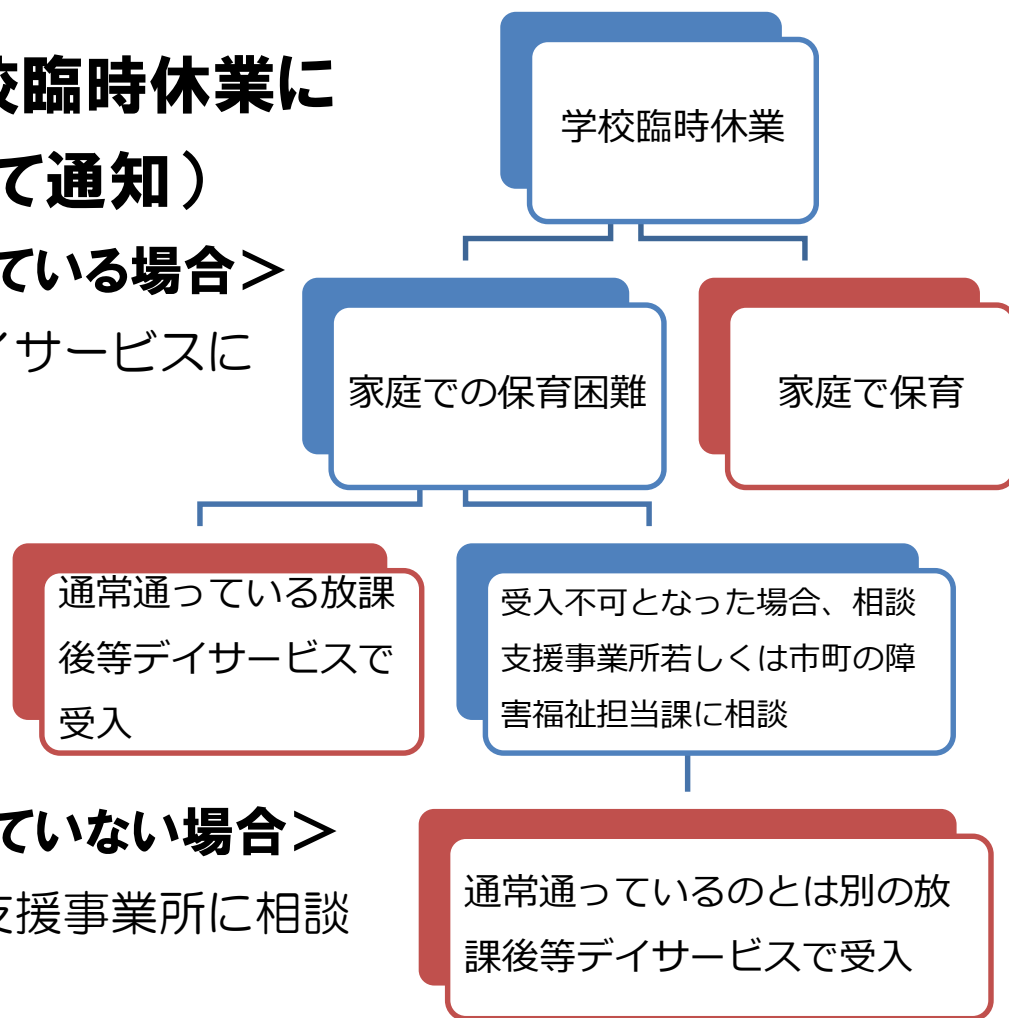
（障害のある児童生徒の学校臨時休業に ともなう居場所確保について通知）

<普段放課後等デイサービスを利用している場合>

- ①まずは通常利用している放課後等デイサービスに相談する。
- ②受入れが難しい場合は、相談支援事業所又は市町の障害福祉担当課に相談する。

<普段放課後等デイサービスを利用していない場合>

- ①受給者証を持っている場合は、相談支援事業所に相談する。
- ②受給者証を持っていない場合は、市町の障害福祉担当課に相談する。



<居場所確保の手順>

<連携マニュアル案による試行>

①市町教育委員会の役割

市町教育委員会は、市町等の実情に応じた実効性のある取組を推進するため、福祉との連携に関する体制等を整える役割を担う。

1 市町の実情に応じたマニュアルの作成と様式例の活用

- マニュアルと様式に、市町の実情に応じた必要な調整等を加える。

2 福祉部局との連携

- 定期的に放課後等デイサービス事業所等連絡会を開催する。
（事業所、行政、教育委員会、特別支援学校 等）
- 教育相談等で活用できるチラシ等を作成し、周知する。
（教職員向け福祉サービス理解啓発チラシ）

3 学校への支援

- 各学校が事業所と主体的な連携を図ることができるように支援する。

②福祉との連携に向けた学校の準備

市町教育委員会・学校は、保護者・事業所と必要な情報を共有するために、次の観点について整理する。また、連携に当たっては、保護者や児童生徒の思いや考えを尊重しながら、適切に準備を進める。

1 放課後等デイサービス事業所との連携について

- (1) 事業に係る学校の担当者と連絡窓口の決定
- (2) 情報共有のルールを作成
- (3) 送迎のルールを作成
- (4) 緊急時の対応等、その他のルールを作成（居場所確保等）
- (5) 申請等様式を作成 ※県教育委員会特別支援教育課HPからダウンロード可能
- (6) 確認事項の検討
- (7) 確認事項の情報共有

2 保育所等訪問支援事業について

- (1) 事業に係る学校の担当者と連絡窓口の決定
- (2) 訪問支援受入ルールの作成
- (3) 申請等様式を作成 ※県教育委員会特別支援教育課HPからダウンロード可能

2 「トライアングル」プロジェクト ～2年目の取組～

様式例 【情報共有ツール例】

※児童生徒の実態に応じて、必要な項目等を検討する

〇〇〇〇学校 〇年〇組 名前〇〇 〇〇	記入者：
〇 月 〇 日 (〇)	事業所名：
①給食について【 】 (1～4で記入) 1：全部食べた、2：少し残した、3：ほとんど残した、4：全部残した	
②学校での様子について (該当箇所に☑を記入) <input type="checkbox"/> 調子よく過ごせた <input type="checkbox"/> 普段と変わらずに過ごせた <input type="checkbox"/> 調子よくなかった	
③投薬について (該当箇所に☑を記入) <input type="checkbox"/> 飲んだ、 <input type="checkbox"/> 飲んでいない、 <input type="checkbox"/> 不要	
④学校から事業所への連絡事項 ()	※特に必要な場合のみ記入
⑤事業所から家庭への連絡事項 ()	※特に必要な場合のみ記入

③学校と事業所が効果的に連携を図るための取組例(安心・安全性)

1 下校時の児童生徒引渡しのルール

【内容】

- ・学校における学級担任による引渡し方法。
- ・スクールバスのバス停における介助員による引渡し方法。

2 放課後等デイサービス事業所等連絡会(伊丹市)

【取組例】

- ・事業所が主体となり年3回連絡会を開催。行政、教育委員会、特別支援学校も参加し協議等を行う。

3 事業所等職員の把握

【取組例】

- ・事業所等職員の顔写真等を職員室に掲示し、教職員がいつでも事業所等職員を把握できるようにした。



③ 学校と事業所が効果的に連携を図るための取組例(一貫性)

1 学校・福祉・保護者連携ケース会議の開催(小野市)

【取組例】

- ・ 特別支援学校のセンター的機能を活用したケース会議による一貫した支援の検討を行う。

2 連携による一貫した支援

【取組例】

- ・ 福祉の個別支援計画を立てるに当たり、相談支援事業所と放課後等デイサービス担当者が学校を訪問し、児童生徒の様子を観察する。
- ・ サポートの見直し等にも学校を訪問し、担任と懇談する。

3 事業所等との情報共有

【取組例】

- ・ 学校の指導に関する基本的な考え方や連携にかかる手続き等についての説明会を開催する。
- ・ 定期的に、学校便りや行事予定等を配付する。

③学校と事業所が効果的に連携を図るための取組例(合理性)

1 福祉サービスの理解促進に向けた校内研修

【取組例】

- ・連携マニュアルや理解啓発チラシ等の資料を配付し、福祉サービスや制度の概要について説明した。

2 児童生徒が利用する事業所等の周知

【取組例】

- ・年度当初の校内委員会や職員会議等で放課後等デイサービスを利用する児童生徒やその事業所等について確認した。
- ・ケース会議等実施日について、教職員に周知した。

3 事業所と学校の連絡等の効率化

【取組例】

- ・学校へ送迎に来た事業所職員が、担任への質問用紙を投函する専用メールボックスを設置した。(後日送迎時に回答)

3 おわりに ～成果と課題～

「トライアングル」プロジェクト実践研究事業をふりかえって(教員の声)

	成果	課題
小・中学校	<ul style="list-style-type: none">• 電話での問い合わせが減り、担任の負担が軽減した。• 児童の所在が分からなくなるトラブルはなくなった。• 事業所と情報共有することで同じ対応をすることができた。• 送迎の場所や時刻を決めることで、児童生徒も見通しを持って過ごせるようになった。	<ul style="list-style-type: none">• 特別支援学級在籍児童の利用が多く、通常の学級担任の切迫感が薄い。• まだまだ深く理解できておらず、根気強く周知が必要となる。• ルールを決めても、同じ対応ができにくい事業所があり、困ることがあった。
特別支援学校	<ul style="list-style-type: none">• 引渡しシステムが定着したことで、担任の確認ミスがほぼなくなった。• 質問用紙を利用したことで、事業所とのコミュニケーションが図りやすくなった。• 情報を共有することで、担任の対応力がついてきた。	<ul style="list-style-type: none">• 教職員の中に、保護者との連絡帳の共有を望まない声がある。• 教職員数が多く、年度途中での入れ替わりもあるため、定期的研修を行う必要がある。• 年度途中から新規参入する事業所もあるため、ルールの周知が万全ではない。

第2回学校と福祉機関の連携に係る検討会議(R2.11.9) 総括より

- トライアングルの中心にいるのは子どもであり、子どもの居場所であるということを学校や各市町教育委員会、福祉部局に関わる私たちは絶対に忘れてはいけない。子どもたちが安全・安心に過ごすためにトライアングルがあり、そのために連携でつないでいる。
- マニュアルをつくる中で、学校間の温度差はどうしても出てくるが、このマニュアルが背中を押す材料であることは間違いないと思う。実際に具体的にどういうふうにマニュアルを般化していくのか。各市町が足並みをそろえるのは、なかなか難しいかもしれないが、情報を発信することで少しずつ広がっていくような期待もある。



R3～

①周知・理解啓発

- 研修等において連携マニュアルの周知（教育行政、管理職、教員等）
- 理解啓発動画の発信（特別支援教育課HP）
- 各学校の取組や紹介の充実（各学校HP）

②教育委員会と福祉部局との連携強化

- 県教育委員会と県福祉部局との連携
- 市町教育委員会と市町部局との連携（会議・研修等での推進）